<u>接種費用の請求について</u>

- 1 予診票の分別
 - 予診票右上のクーポン貼付欄に、接種券シールが貼られているもの(住民接種分) or
 予診票の用紙に被接種者情報が直接印字されているもの(医療従事者等分)で分別

18.80 H	(京) 第 第 第	洩			5 E H	關求另 男醫号		inα	131032	
	+=E2782-1						民 名 幕州 花子			
79.07	3702 /1/2 (00)			_		N°				
16 - 15	厚労 花子	44	0000	-	- 0000	⇒⇒ラリニック(⇒⇒市部最会)			0	
(務局) 1	1970 #01 # 30 ## (# #) = # Z # ##						官の休温		R 🗌 🕁	
	X	18-1						804	医卵肥入槽	
新聞コロナで	フクチンの投資を初めて受けますか。 けたことが会る場合 1回日:	я	8, 2	88:	я	8)	- av	- vox		
境時点で住民際のある市町村と、クーポン学に記載されている市町村は同じですか。							au	Doox	8	30 I.
「厳伽コロナワクテンの説明書」を読んで、効果や副反応などについて推解しましたか。							1 au	000	8	
設備単位の. □ 回転業員	E位となる対象グループに説当します 事者等 □05歳以上 □00~048	#. L	Le and	専の質	# ¢			Duoz	8	8

この欄に、接種券シールが貼られているか、予診票 に被接種者情報が直接印字されているかで判断

② 明石市民分 or 他市住民分で分別。更に、他市住民分は市区町村に分別 ※被接種者の住民登録地が、明石市か他市かによって請求方法が異なります。住民登録地は、接種券に印字された「請求先」欄で確認することができます。

- ③ 予診のみ or 接種で分別
- ④ 6歳未満 or 以上で分別
- 2 明石市民分の請求
 - ・原則、翌月10日までに下記の書類を明石市コロナワクチン対策室へ提出してください。
 ◆請求書
 - ◆予診票(原本)

※住民接種分と医療従事者等分とは、輪ゴム等で分別した上で、予診のみ(6歳未満)→ 予診のみ(6歳以上)→接種(6歳未満)→接種(6歳以上)の順番に揃えてください。
※予診票はコピーまたは控えを医療機関で保存(電子データでも可)

- ・接種費用の入金は、明石市より行われます。
- 3 他市住民分の請求
 - ・V-SYSで請求書類を作成し、翌月10日までに国保連へ提出してください。
 - ・V-SYSのホーム画面の①「国保連提出用請求総括書・市区町村別請求書の作成」ボ タンを押して、入力画面を表示します。



		民分となりますので	で入力不要です。	月間は明白川		J."	
青求月					住民好	活分けったら	でょう
2021年4月		他帀住民分は、「そ 市町村を選択した」 に合計の接種回数を	れ以外の方」 欄の ニで、被接種者の住 ト入力します(記入・	都道府県及び 所地市町村別 例は袖戸市民			
	クーポンあり	分の場合)。			接	種	승카
			0廠木凋(凹)	0風以上(凹)	6歳未満(回)	6歲以上(回)	
	総数		0	0	0 🖸	0 🖸	0 🖸
	医療機関と同一市内にお	6住まいの方	0	0	0	0	0 🖸
	それ以外の方		0 0	0 🖸	0	0 🖸	0 🖸
削除	兵庫県	神戸市	0	1 🖸	0	10 🖸	0 🖸
追加	tal •		0	0	0	00	0 🖸
	クーポンなし		予診	のみ	援	種	슈타
			6歳未満(回)	6歳以上(回)	6歳未満(回)	6歲以上(回)	
種者の住所地	巾町村か複数あ	る場合は、「追加」	0 🖸	0 🖸	0	0 🖸	0 🖸
ンを押し(行	を追加してくた	さい。	0	0	0	0	0 🖸
	それ以外の方	J	0 🖸	0 🖸	0 🖸	0 🛛	0 🛛
追加		tal	0	0	0	0	0 🖸
			保方				
を人刀し終え	たら「保存」ホ	タンを押します				T	
求総括書」の	出力は「請求総	活書出力(同一市	請求総括書出力(同一市内)	こお住まいの方分を含む)		ᇦᆇᆇᇧᇉᅳ	ナンマコ
お住まいの方	分を含まない)」	を押して印刷し	請求総括書出力(同一市内に)	6住まいの方分を含まない)	医潦促者	事有寺分はこ	ちちぐろ
。(同一市内に	こお住まいの方タ	うを含む)のボタ	市区町村別請求書出	カ(クーポンあり分)			
明石市では使用しません。			市区町村別法文書中	カ(カーボンか) 分)			
明白山では医			IIII (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	111 - 112 - A U JU /			

- ※事情により、前々月以前に接種した者分のうち費用請求できなかったものを含めていた だいても構いません。
- ・国保連への提出書類
 - ◆請求総括書 ◆市区町村別請求書 ◆予診票原本
- ※予診票はコピーまたは控えを医療機関で保存(電子データでも可)
- ・接種費用の入金は、国保連より行われます。

【参考】実施機関における国保連への請求時の編綴方法



※市区町村番号は、接種券に印字された「請求先」欄で確認できます(明石市は282031)。